

防火対象物定期点検制度と同様に過去3年以内の点検結果が優良等の条件により点検報告の義務を3年間免除する特例認定制度があります。

認定基準

- ① 管理を開始した時から3年以上経過している事
- ② 過去3年において以下の命令を受けていないまたはされるべき事由が現にない事
 - 消防法第5条 防火対象物の火災予防措置命令
 - 消防法第5条の2 防火対象物の使用の禁止、停止または制限の命令
 - 消防法第5条の3 消防吏員による防火対象物における火災の予防または消防活動の障害除去のための措置命令
 - 消防法第36条において準用する法第8条3項 防災管理者選任命令
 - 消防法第36条において準用する法第8条4項 防災管理業務適正執行命令
 - 消防法第8条2の5第3項 自衛消防組織設置命令
 - 消防法第17条の4第1項 消防用設備等の設置維持命令
 - 消防法第36条において読み替える消防法第8条
- ③ 過去3年において防災管理特例認定を受けていないまたは受けるべき事由がない事
- ④ 過去3年において点検報告未実施 未報告または虚偽の報告がない事
- ⑤ 過去3年以内において防災管理の点検基準に適合している事



防災優良認定証



防火・防災優良認定証



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>